

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 浄水場長等に委任している事務について、新たに水道センター所長にも委任することとします。
- 2 重要なものを除く料金等の減免の決定及び給水の停止の決定に関する事務等を水道センター所長に委任することとします。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行します。